

被疑者国選弁護制度の拡充

考えられる制度の概要

被疑者国選弁護制度の対象を、現行の「死刑又は無期若しくは長期3年を超える懲役若しくは禁錮に当たる事件について被疑者に対して勾留状が発せられている」事件（刑訴法第37条の2第1項）から、「被疑者に対して勾留状が発せられている全ての事件」に拡大するものとする。

【検討課題】

1 弁護士の対応態勢

- 日本弁護士連合会によれば、対象事件の拡大には、弁護士の人数増や各単位弁護士会内における応援態勢の構築等により十分に対応できるとされるが、各地域の実情を踏まえたより緻密かつ具体的な検証が必要ではないか。

2 公費負担の合理性

- 対象事件の拡大に伴う公費負担の増加の必要性及び合理性について、次の点も含め、国民の理解が得られるか。
 - ・ 我が国の財政事情が厳しい中、被疑者国選弁護事業費として既に50億円超の公費負担がなされているが、対象事件の拡大により対象事件数が約4割増加する場合、更に毎年20億円超の公費負担が必要となる。
 - ・ 平成21年に被疑者国選弁護制度の対象事件が拡大された後における、対象事件の更なる拡大を必要とする具体的かつ説得的な理由の有無
 - ・ 国選付添人制度の対象事件の拡大との関係
 - ・ 犯罪被害者等の不公平感
 - ・ 被告人による国選弁護費用の負担の実情
- 公費負担の総額の増加を抑制するため、どのような方策が考えられるか。